

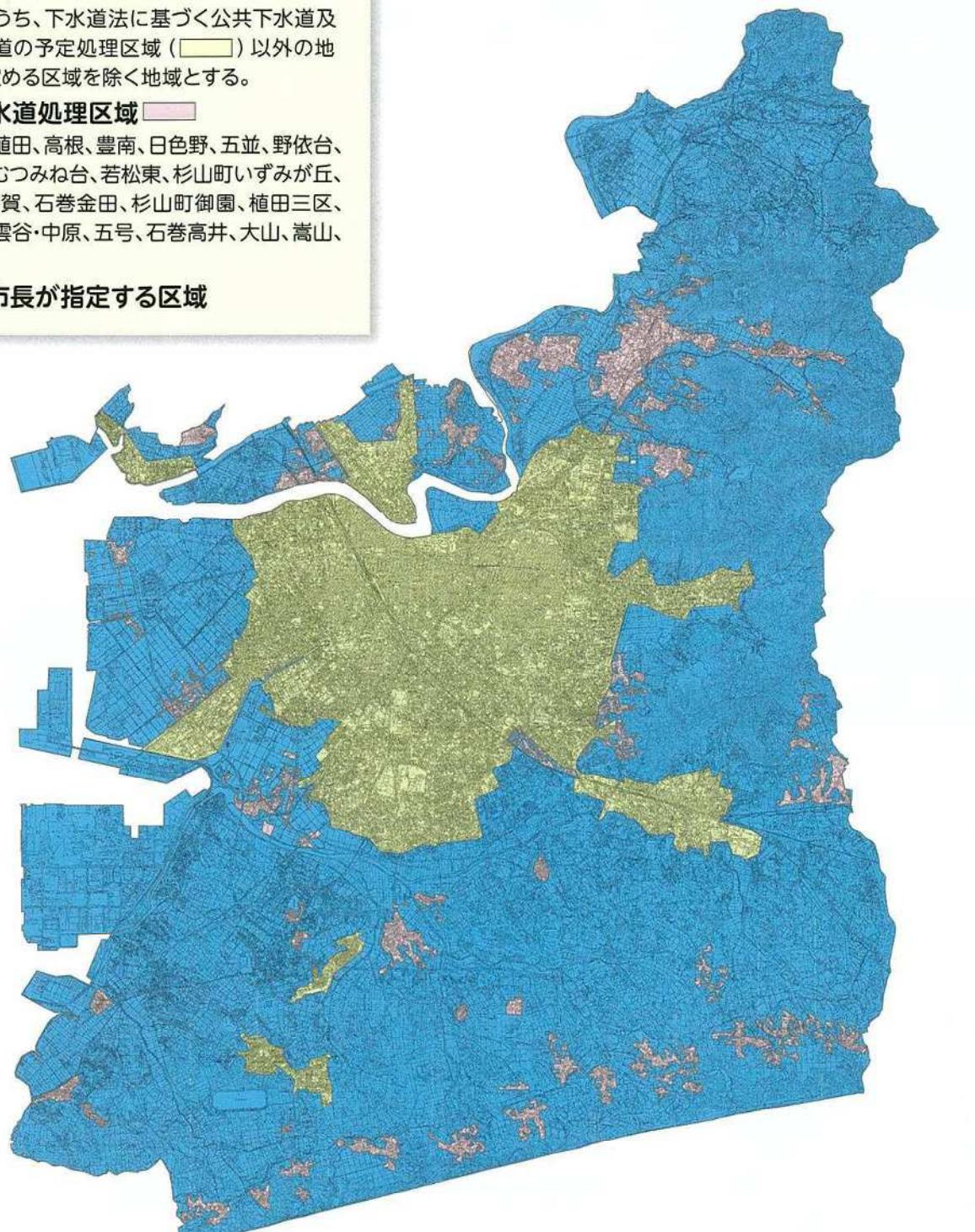
補助対象地域

豊橋市域のうち、下水道法に基づく公共下水道及び流域下水道の予定処理区域（■）以外の地域で、次に定める区域を除く地域とする。

①地域下水道処理区域

天津、天伯、植田、高根、豊南、日色野、五並、野依台、駒形、大村、むつみね台、若松東、杉山町いづみが丘、下五井・横須賀、石巻金田、杉山町御園、植田三区、野依、下条、雲谷・中原、五号、石巻高井、大山、嵩山、神ヶ谷・神郷

②その他市長が指定する区域



(対象地域の町名)50音順

全域補助対象地域 青竹町、明海町、石巻小野田町、石巻中山町、石巻西川町、石巻萩平町、石巻平野町、岩崎町、岩屋町、老津町、大崎町、大清水町、賀茂町、川崎町、清須町、新西浜町、神野西町一丁目、神野ふ頭町、高田町、問屋町、原町、東大清水町、東高田町、東幸町、富士見町、船渡町、豊栄町、豊清町、三弥町、南大清水町、吉前町

一部補助対象地域 芦原町、伊古部町、石巻町、石巻本町、磯辺下地町、一色町、飯村町、岩田町、植田町、牛川町、雲谷町、梅敷町、瓜郷町、大岩町、大村町、大山町、大脇町、王ヶ崎町、下条西町、下条東町、小島町、駒形町、小松原町、小向町、佐藤町、下五井町、下地町、城下町、神野新田町、杉山町、嵩山町、高師町、高師本郷町、高洲町、高塚町、多米町、寺沢町、天伯町、中野町、中原町、長瀬町、西赤沢町、西口町、西高師町、西七根町、西幸町、西山町、野依町、畑ヶ田町、浜道町、東赤沢町、東七根町、東細谷町、日色野町、富久縞町、藤並町、二川町、細谷町、前芝町、松井町、三ノ輪町、牟呂町、横須賀町、若松町

対象の建築物が補助対象地域内にあるか等、詳細な確認については、

豊橋市役所 環境部廃棄物対策課までお問い合わせください。

（電話：0532-51-2410）※回答には数日程度かかる場合があります。

助成
決定！

きれいな川や海を次の世代へ！

補助金を利用して、単独処理浄化槽から

合併処理浄化槽に転換しませんか？



カッパのカーフ坊

5人槽なら、
最大75万円が
もらえる！



©かん田きょう子さん



豊橋市

浄化槽 設置整備事業 補助金 の概要

先着順
に申請受付！

お問い合わせ 0532(51)2410

豊橋市役所 環境部 廃棄物対策課

室内配管分の補助金も
もらえる！今が
転換のチャンス！

浄化槽設置整備事業補助金について

1 浄化槽設置整備事業補助金とは？

この補助金は、海や川の水質汚濁を防止し生活環境の保全を図るため、「単独処理浄化槽」より環境への負荷の小さい「合併処理浄化槽」への転換を促進することを目的として創設されました。



「合併処理浄化槽」は、し尿だけでなく台所、洗濯、風呂等からの生活雑排水を併せて処理できるため、汚れを減らして海や川への環境負荷を少なくすることが出来ます。

2 対象となる浄化槽

- ①処理対象人員50人以下の環境配慮型浄化槽（合併処理）
- ②浄化槽法第4条第2項の構造基準に適合し、生物化学的酸素要求量（BOD）の除去率90%以上、かつ放流水のBOD20mg/l以下機能を有すること。
- ③「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあっては同指針に適合するもの。
- ④処理対象人員10人槽以下のものにあっては全国浄化槽推進市町村協議会に登録した浄化槽であること。

3 補助金の交付を受けることができる方

単独処理浄化槽又は汲み取り式トイレ（汲み取り槽）から転換をする方であること

※新築及び建築確認申請を伴う増改築による浄化槽の設置は対象外です。

申請日時点で豊橋市に住民登録があり、市税を滞納していない方のうち、補助対象地域内の以下の建築物に浄化槽を設置しようとする方であること

- ①専用住宅
- ②併用住宅（延べ床面積1/2以上を居住の用に供する建築物）
- ③集合住宅
- ④排水の状況が①～③の建築物の排水に類似すると市長が認める建築物

私の家は
うけられるかやあ？



4 補助金額

人槽区分	転換に係る補助金額（最大）①+②+③		
	①設置費	②宅内配管工事費	③既設単独浄化槽撤去費
5人槽	752,000円	332,000円	
6～7人槽	834,000円	414,000円	300,000円
8～50人槽	968,000円	548,000円	120,000円

※金額は令和7年4月1日時点

令和4年度から、宅内配管工事費の補助が追加されました。

汲み取り槽の場合も、撤去費が補助対象となります（最大90,000円）。

撤去費の補助対象は、既設の単独処理浄化槽又は汲み取り槽を全撤去する場合に限ります。部分的に撤去する場合は、補助の対象となりません。

最新の補助金額等はウェブサイトでご確認ください →



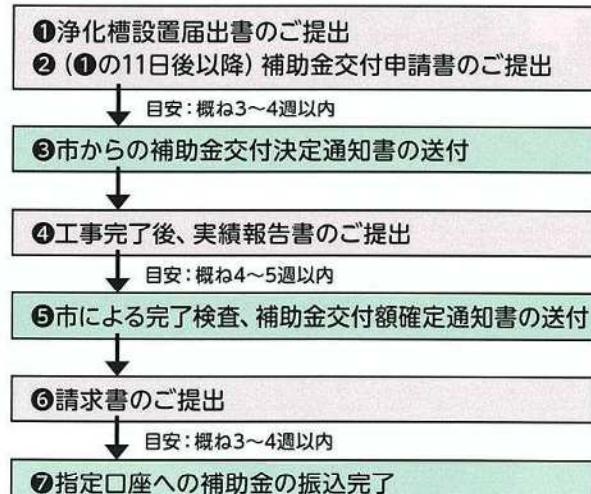
5 申請のながれ

申請には図面等、様々な書類が必要です。まずは業者にご相談ください。

設置工事には愛知県の浄化槽工事業の登録を受けた業者が行う必要があります。



～申請の大まかなスケジュール～



設置者が行うこと
豊橋市が行うこと

【注意】
交付決定前に工事
すると補助対象に
なりません！

詳細は
ウェブサイトで
ご確認ください→



しっかり
維持管理しどけば
安心じゃんね！

6 補助金申請を予定する方へ

補助金の申請は毎年度予算の範囲内で、先着順に受け付けます。なお、浄化槽法により適切な維持管理（清掃・保守点検・法定検査）が義務付けられています。

維持管理を怠った場合には、補助金の返還を求める場合があります。

お問い合わせ先 豊橋市役所 廃棄物対策課
電話：0532-51-2410

